

令和8年度事務事業評価シート（令和7年度実施事業）

福祉サービス部

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	基本計画				令和7年度				令和8年度	
					分野	政策	施策	推進力	事業成果	事業の評価		具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針
1	福祉施策推進事業	社会福祉課	各種福祉施策の適正な運営により市民福祉が充実している。	保健福祉審議会の運営、福祉有償運送運営協議会の運営、避難行動要支援者に関する事務、若者育成支援に関する事務、市民後見人に関する事務等を行う。	安全・安心	1	1-2	市民協働・公民連携・シティプロモーション	保健福祉審議会は本会を2回（令和7年5月、令和8年2月）、部会を5回（令和7年8月、10月、11月、令和8年1月）、福祉有償運送運営協議会を1回（令和8年2月）にそれぞれ開催しました。また、ふくしの総合相談窓口を7月に開設し、ユニバーサル窓口を6月に設置しました。	妥当性	A	保健福祉審議会は市民参加条例、四街道市保健福祉審議会条例により、また、避難行動要支援者避難支援体制整備事業は災害対策基本法により実施する必要があります。	現行どおり	保健福祉に対する需要は年々増加していることから、効率性に注視しつつも外部委員や公募市民の意見を取り入れることができる審議会等を効果的に開催します。また、複合化・複雑化した課題を抱える市民に対して包括的な支援を行うためのふくしの総合相談窓口を運営します。
					健康・福祉・子育て	5	5-3	シティプロモーション		有効性	A	福祉施策の推進において外部委員、市民の意見を取り入れることができることから有効です。		
					健康・福祉・子育て	5	5-3	—		効率性	A	審議会等会議においては複数の議題をまとめて開催する等、工夫して実施しています。		
2	社会福祉法人指導監査事業	社会福祉課	社会福祉法人の運営が適正かつ円滑に行われている。	市が所管する社会福祉法人に対し、指導監査を実施し、監査結果を通知する。	健康・福祉・子育て	5	5-3	—	市が所管する社会福祉法人4法人の運営管理及び会計状況について、指導監査を行いました。監査を行うことで社会福祉法人の適正な運営を監督することができました。	妥当性	A	社会福祉法第56条第1項の規定により実施しています。	現行どおり	市が所管する社会福祉法人に対し、指導監査を実施し、社会福祉法人の適正な運営を監督します。
										有効性	A	社会福祉法人の適切な運営のために有効です。		
										効率性	A	社会福祉法、国の審査基準等に基づき実施しています。		
3	地域福祉施設管理運営事業	社会福祉課	高齢者や福祉団体が、生きがいづくりや地域福祉活動を行っている。	地域福祉施設の管理運営を行うとともに、新たな地域福祉施設を検討する。	健康・福祉・子育て	5	5-3	—	高齢者や福祉団体に対して、生きがいづくりや地域福祉活動を行う拠点を提供できました。	妥当性	A	地域福祉施設に関しては、地方自治法第244条、第242条の2の規定により実施しています。	一部改善	高齢者や福祉団体の活動拠点の整備・運営を行います。
										有効性	A	高齢者や福祉団体の生きがいづくりや福祉活動の形成に寄与しています。		
										効率性	B	中央公園屋根付多目的運動場の管理運営について、事務の効率化の観点から公園所管課への移管を引き続き検討しています。		

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	基本計画				令和7年度				令和8年度	
					分野	政策	施策	推進力	事業成果	事業の評価		具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針
4	保養センター管理運営事業	社会福祉課	市民が保健向上とレクリエーション活動を健全に育成している。	保健向上とレクリエーション活動を健全に育成するための施設である保養センターの管理運営を指定管理者制度により行う。	健康・福祉・子育て	5	5-3	－	市民に対して、保健向上とレクリエーション活動の健全な育成を行う場を提供できました。	妥当性	A	地方自治法第244条、第242条の2の規定により実施しています。	現行どおり	指定管理者により、利用者のニーズに応えられるようサービスの提供を行っていきます。
										有効性	A	市民の保健向上とレクリエーション活動の健全な育成に寄与しています。		
										効率性	A	指定管理者制度により効率的・効果的な管理運営を実施しています。		
5	シニア憩いの里運営支援事業	社会福祉課	地域の高齢者が生きがいづくりや集いの場として活用している。	シニア憩いの里の運営に対し補助金を支出して支援事務を行う。	健康・福祉・子育て	5	5-3	－	地域の高齢者が生きがいづくりや集いの場として活用できる拠点の運営に対して支援を行うことができました。	妥当性	A	高齢者の増加に伴い、市として地域の団体等が行う高齢者の生きがいづくり、社会参加の場に対する支援は継続して実施する必要があります。	現行どおり	高齢者の生きがいづくりを目的とした施設の設置運営を補助していきます。
										有効性	A	高齢者の生きがいづくり、社会参加の促進につながっています。		
										効率性	A	総合福祉センター等の公共施設の活用による「場の提供」には限界があり、安定的な場の提供が困難であることを考えると、補助金による運営費の補助は効率的です。		
6	総合福祉センター管理運営事業	社会福祉課	市民が利用できる公の施設を運営することにより、市民が、市民福祉向上のための活動を行う。	市民福祉を向上させるための施設である総合福祉センターの施設管理、運営を指定管理者により行う。	健康・福祉・子育て	5	5-3	シティプロモーション	市民に対して、市民福祉向上のための活動拠点を提供できました。	妥当性	A	地方自治法第244条、第242条の2の規定により実施しています。	現行どおり	利用者のニーズに応えられるよう、総合福祉センターの施設管理、運営を指定管理者制度により行います。
										有効性	A	市民の福祉活動の拠点として大きく寄与しています。		
										効率性	A	指定管理者制度により効率的・効果的な管理運営を実施しています。		

令和8年度事務事業評価シート（令和7年度実施事業）

福祉サービス部

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	基本計画				令和7年度				令和8年度	
					分野	政策	施策	推進力	事業成果	事業の評価		具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針
7	南部総合福祉センター管理運営事業	社会福祉課	市民が利用できる公の施設を運営することにより、市民が、市民福祉向上のための活動を行う。	市民福祉を向上させるための施設である南部総合福祉センターの施設管理、運営を指定管理により行う。	健康・福祉・子育て	5	5-3	シティプロモーション	市民に対して、市民福祉向上のための活動拠点を提供できました。	妥当性	A	地方自治法第244条、第242条の2の規定により実施しています。	現行どおり	利用者のニーズに応えられるよう、南部総合福祉センターわろうべの里の施設管理、運営を指定管理者制度により行います。
										有効性	A	市民の福祉活動の拠点として大きく寄与しています。		
										効率性	A	指定管理者制度により効率的・効果的な管理運営を実施しています。また、ふれあいセンターにおける受益者負担を導入しています。		
8	福祉施設苦情相談員設置事業	社会福祉課	相談員を設置することで、施設利用者が施設に対する苦情を相談できる体制を提供する。	市が設置している福祉施設に関する苦情を解決するための苦情相談員を委嘱している(対象施設:中央・千代田保育所、くれよん)。	健康・福祉・子育て	5	5-3	—	施設利用者が施設に対する苦情を相談できる体制を提供できました。	妥当性	A	社会福祉法第82条の規定により実施しています。	現行どおり	市が設置している福祉施設に関する苦情を解決するための相談員を設置します。
										有効性	A	利用者からの苦情の相談を受けることにより、より良い施設運営につながります。		
										効率性	A	相談員に対しては、報酬の支払いはなく費用弁償のみの支払いであることから、最低限の費用で実施しています。		
9	民生委員事業	社会福祉課	民生委員・児童委員及び民生委員・児童委員協議会は活動費等の財源が得られる事により、民生委員活動を活発化することができます。	民生委員・児童委員の推薦及び活動支援、民生委員・児童委員協議会の運営を支援するための補助を行う。	健康・福祉・子育て	5	5-3	—	一斉改選に伴い、定数140名に対して124名を委嘱しました。充足率は89%で、千葉県平均88%を上回ることができました。今後も3名の委嘱を予定しており、さらに充足率を伸ばす見込みです。	妥当性	A	民生委員法第17条により実施しています。	現行どおり	民生委員活動をサポートし、福祉のまちづくり推進に貢献します。
										有効性	A	地域住民の立場に立つ地域福祉を担う民生委員の活動支援は、福祉のまちづくり推進に寄与しています。今後も高齢者人口増加により、見守り対象者数が増え、内容、水準等の増強が必要となる可能性があります。		
										効率性	A	高齢化する本市において、民生委員の活動環境をサポートするためには、財政的な支援を引き続き行う必要があります。定数は人口規模に応じて、県条例で定められていますが、最低限の人員で行っています。		

令和8年度事務事業評価シート（令和7年度実施事業）

福祉サービス部

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	基本計画				令和7年度				令和8年度	
					分野	政策	施策	推進力	事業成果	事業の評価		具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針
10	日本赤十字事業	社会福祉課	各種実施事業を支援し、赤十字活動が円滑に運営されている。	社資募集・災害救援・災害時募金・献血推進実施・奉仕団・青少年赤十字・救急法などの普及活動に関する事務などを行う。	健康・福祉・子育て	5	5-3	－	日本赤十字社の事業を滞りなく進め、地区内の理解と多大な協力を得ることができました。	妥当性	A	日本赤十字法に基づき実施しています。	現行どおり	赤十字活動の啓発を進め、事業の支援を行います。
										有効性	A	四街道市赤十字奉仕団の活動や献血など、地域福祉の推進に大きく寄与しています。		
										効率性	A	事業費はすべて日赤から交付されています。地区補助金は通常、地区からの社資の割合で決定しているため、社資が減少傾向にある現在、全体経費も減少にありますが、限られた予算内で実施しています。		
11	シニアクラブ支援事業	社会福祉課	シニアクラブ連合会及び単位シニアクラブの活動が活性化している。	シニアクラブ連合会及び単位シニアクラブに対する補助金支出事務・各種実施事業支援事務・運営指導事務を行う。	健康・福祉・子育て	5	5-1	市民協働・シティプロモーション	シニアクラブ連合会及び単位シニアクラブの活動を支援することにより、高齢者の社会参加、健康維持、生きがいづくりの推進を行いました。	妥当性	A	老人福祉法第13条の規定により実施しています。	現行どおり	シニアクラブ連合会及び単位シニアクラブが活発に活動し、高齢者の生きがいづくりにつながるよう支援していきます。
					健康・福祉・子育て	5	5-3	市民協働・シティプロモーション		有効性	A	高齢化が進む中、高齢者が生きがいを持って生活できるよう自主的に活動し、社会的な役割を果たしているシニアクラブに対して補助金を交付し活動に係る経済的支援を行うことにより、安定的な運営や活動の活性化に寄与しています。		
										効率性	A	国・県からも補助金の交付があり、市が間接的に交付しています。シニアクラブは事業の企画・立案等について自立して活動することができることから、補助金を交付することで支援を行っている現在の方法は効率的です。		
12	シルバー人材センター支援事業	社会福祉課	シルバー人材センターが安定的な財源を確保し、センターの活動が活性化している。	高齢者の臨時的・短期的就業機会の確保・提供を行っているシルバー人材センターに対し補助金を交付し、その組織及び活動を支援する。	健康・福祉・子育て	5	5-1	市民協働・シティプロモーション	シルバー人材センターに対して運営費の一部を補助したことにより、安定した運営を支援し、高齢者の就労を援助することができました。	妥当性	A	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第36条において、「定年退職者等の職業生活の充実に資するため、臨時的かつ短期的な就業を希望する者について、その希望に応じた就業の機会を提供する団体を育成することに努める」旨、規定されていることから実施しています。	現行どおり	自主財源の確保が依然として十分な状況に至らないため、今後も現行どおり支援します。
					健康・福祉・子育て	5	5-3	市民協働・シティプロモーション		有効性	A	就労機会の確保のみならず、高齢者の生きがいづくり、健康づくり、地域とのコミュニケーションの強化につながっており、今後も引き続き支援していく必要があると考えます。		
										効率性	A	受託事業の増加に伴い、補助金交付額も年々減少傾向にあります。		

令和8年度事務事業評価シート（令和7年度実施事業）

福祉サービス部

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	基本計画				令和7年度				令和8年度	
					分野	政策	施策	推進力	事業成果	事業の評価		具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針
13	社会福祉協議会支援事業	社会福祉課	社会福祉協議会が安定的な財源を確保し、地域福祉活動を活性化する。	地域福祉推進のため、社会福祉協議会へ補助金を交付する。	健康・福祉・子育て	5	5-3	市民協働・シティプロモーション	社会福祉協議会の運営を支援したことにより、地域に密着し福祉サービスに寄与した社会福祉・地域福祉を充実させることができました。	妥当性	A	社会福祉法第58条において、地方公共団体は条例の定める手続きに従って、社会福祉法人に対し、補助金を支出することができる旨、規定されています。	現行どおり	近年の核家族化や少子高齢化の進行といった社会情勢の変化により、社会福祉協議会が行う地域福祉の需要は増加していますが、会費収入が横ばいで推移している状況から、現行どおり支援していきます。
										有効性	A	社会福祉協議会が行う事業を支援することは、地域福祉のまちづくりを推進するために有効な手段です。		
										効率性	A	社会福祉協議会の活動環境をサポートするためには、財政的な支援を引き続き行う必要があります。		
14	長寿者褒賞事業	社会福祉課	長年社会に貢献した長寿者へ敬意を示すことで、高齢者の生きがいがいづくりにつながっている。	記念品の購入事務、祝い状の作成事務、100歳・95歳・90歳の誕生日を迎えた高齢者への褒賞事務などを行う。	健康・福祉・子育て	5	5-1	—	記念品やお祝い状を贈呈することで、長年社会に貢献した長寿者へ敬意を示し、高齢者の生きがいがいづくりにつなげることができました。	妥当性	A	多年にわたり社会の発展向上に寄与された高齢者に対して、長寿を褒賞し、市民の敬老意識を高めることにより、高齢者福祉の向上を目的として、長寿者褒賞規則に基づき実施しています。	現行どおり	記念品の購入事務、お祝い状の作成事務等により、100歳・95歳・90歳の誕生日を迎えた高齢者へ褒賞の授与を行います。
										有効性	A	長寿者への敬意を示すことで、高齢者の生きがいがいづくりにつながっています。		
										効率性	A	対象者増加に伴い、費用や時間を費やす傾向にありますが、お祝い状の作成を一部委託することで、効率的に実施しました。		
15	戦傷病者戦没者遺族等援護事業	社会福祉課	戦傷病者戦没者遺族の援護及び恒久平和を祈念する意識が醸成されている。	特別弔慰金などの事務並びに遺族会の支援及び戦没者追悼式の挙行、遺族会の事務を行う。	健康・福祉・子育て	5	5-3	—	戦没者追悼式を実施するとともに、遺族会の活動支援を行うことにより、遺族の援護及び恒久平和を祈念する意識を醸成することができました。	妥当性	A	特別弔慰金の事務は戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づき実施しています。また、戦没者を追悼し、恒久平和を祈念するため、戦没者追悼式は引き続き実施する必要があります。	現行どおり	遺族会活動の支援及び特別弔慰金の事務は、引き続き行っています。また、遺族の高齢化等により、遺族会の会員は減少傾向にあるため、広報周知する等して遺族会の会員増強を行っていきます。（戦没者追悼式は、隔年で挙行しているため、令和8年度は実施しません。）
										有効性	A	遺族の高齢化等により、遺族会の会員は、減少傾向にあり、それに伴い、戦没者追悼式への参列者も減少していますが、若い世代へと戦争悲惨さを語り継ぐために、市で継続的に行っている唯一の事業であるといえます。		
										効率性	A	この事業の主なものである戦没者追悼式は、新たに大きな経費が発生することは考えにくく、内容を精査して実施しています。		

令和8年度事務事業評価シート（令和7年度実施事業）

福祉サービス部

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	基本計画				令和7年度				令和8年度	
					分野	政策	施策	推進力	事業成果	事業の評価		具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針
16	生活保護給付事業	社会福祉課	生活保護の要否を判定し、適正に実施することにより、保護を要する人の最低限度の生活が保障できるとともに、その自立を助長することができる。	生活保護法に基づき、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長するため、受給資格がある生活困窮者に対し必要な保護を行う。	健康・福祉・子育て	5	5-3	シティプロモーション	生活保護法を必要とする人に生活を保障とともに、自立に向けた取組を実施し、生活の向上を目指すことができました。	妥当性	A	生活保護法第19条第1項において「都道府県、市町村が保護を決定し、かつ実施しなければならない。」旨規定されています。	現行どおり	生活保護法に基づき、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長するため、受給資格がある生活困窮者に対し、必要な保護を行います。
										有効性	A	被保護者の個別の状況に応じた自立助長策として、本市独自に策定した個別支援プログラムに基づき支援を行っています。		
										効率性	A	生活保護法令、要領等により、適正に実施しています。		
17	生活保護給付事務事業	社会福祉課	生活保護法に基づく調査・実施などに要する経費の支払などの事務を行うとともに医療扶助相談員・指導員や医療事務管理士を配置し、医療扶助の適正化対策を行うことにより保護費が削減される。	生活保護法第29条調査の実施等における事務費やその他必要な経費の支出を行う。また、頻回・重複受診等の指導を行うとともに、レセプト再審査等により、医療扶助費を削減し、生活保護費の適正な支出を行う。	健康・福祉・子育て	5	5-3	—	生活保護法に基づく各種調査を実施し、受給資格の可否を問い、不正受給を防止することができました。また、レセプト点検や医療扶助相談員・指導員の指導により生活保護費を適正に支出しました。	妥当性	A	市から県へデータや資料の提供を行うことにより、国・県・市の生活保護状況資料の基になり、生活保護業務を行うのに必要な予算等の資料として活用することができるとともに、生活保護法に基づく調査の実施及び医療扶助の適正実施を行うことができます。	現行どおり	生活保護法に基づく、調査の実施等における事務費やその他必要な経費の支出を行います。また、頻回・重複受診等の指導を行うとともに、レセプト再審査等により、生活保護費を適正に支出します。さらに、生活保護受給者への健康管理支援を行うため、医療レセプト等のデータについて、収集や分析を行います。
										有効性	A	頻回・重複受診等の指導を行うとともに、レセプト再審査等により、医療扶助費を削減し、生活保護費の適正な支出を行うことができます。		
										効率性	A	面接相談員や医療扶助相談員・指導員の配置により、効果的な相談業務の実施及びケースワーカー活動を充実させることができます。		
18	行旅死亡人等墓埋葬事業	社会福祉課	行旅病人に対し医療給付などによる救護を行うこと、行旅死亡人及び身元引受人のいない遺体を引き取り埋火葬などを行うことで、公衆衛生、社会秩序が保持されている。	諸規定で定められている処理により、かかる費用を給付する。	健康・福祉・子育て	5	5-3	—	行旅死亡人及び身元引受人のいない遺体を引き取り、埋火葬等を行うことで、公衆衛生、社会秩序が保たれました。	妥当性	A	行旅病人及行旅死亡人取扱法第2条及び第7条、千葉県行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則、墓地、埋葬等に関する法律第9条により実施しています。	現行どおり	行旅病人に対し、医療給付などによる救護を行うこと、行旅死亡人及び身元引受人のいない遺体を引き取り、埋火葬などを行います。
										有効性	A	行旅病人に対して、医療給付などによる救護を行うこと、行旅死亡人及び身元引受人のいない遺体を引き取り、埋火葬などを行うことで、公衆衛生、社会秩序が保持されています。		
										効率性	A	法令の定めに基づき、事業を継続し、事業の性格上、速やかな対応が要求されることから、合理的かつ適正な事業を実施しています。		

令和8年度事務事業評価シート（令和7年度実施事業）

福祉サービス部

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	基本計画				令和7年度				令和8年度	
					分野	政策	施策	推進力	事業成果	事業の評価		具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針
19	生活困窮者自立支援事業	社会福祉課	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れがある人に対して、自立に向けた取組を実施することで、生活が向上する。	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業を行い、生活困窮状態からの早期自立を支援する。	健康・福祉・子育て	5	5-3	－	生活保護にいたる前の段階の自立支援策を強化し、生活困窮者に自立支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行い、生活が向上しました。	妥当性	A	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、自立を促進するものであり、今後も継続して、実施する必要があります。	現行どおり	生活困窮者に対し、自立相談支援事業、住居確保給付金事業、就労準備支援事業及び家計改善支援事業を行い、生活困窮状態からの早期自立を支援します。
										有効性	A	生活困窮者に自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給等の支援を行うことにより、早期自立の支援を行っています。		
										効率性	A	生活困窮者自立支援法に基づく事業であり、国庫負担金及び国庫補助金の対象となります。		
20	地域福祉計画策定事業	社会福祉課	地域福祉を推進することができます。	地域福祉計画の策定を行う。	健康・福祉・子育て	5	5-3	－	市民アンケート、パブリックコメント等を実施し、審議会での審議を経て、第4次四街道市地域福祉計画を策定することができました。	妥当性	A	社会福祉法第107条の規定により実施しています。	休止	地域福祉計画は5か年計画であるため、次期計画策定に着手するまで、本事業は休止します。
										有効性	A	市民や福祉関連団体の課題やニーズを把握し策定した計画で、市の取り組みだけではなく、自助、共助、公助それぞれの視点から計画を策定しており、市全体で地域福祉を推進することができます。		
										効率性	A	業務の一部を委託することにより、効率的に事業を実施しました。		
21	住民税非課税世帯生活支援臨時給付金支給事業	社会福祉課	物価高騰の負担感が特に大きい低所得世帯（住民税非課税世帯）に対して、1世帯3万円の給付金を支給する。また、同世帯の18歳以下の児童1人につき2万円を加算して支給する。	住民税非課税世帯の各世帯主に対し、3万円を支給する。同世帯の18歳以下の児童1人につき2万円を加算して支給する。	健康・福祉・子育て	5	5-3	－	給付金を支給することで、物価高騰により生活に影響を受けている世帯の支援を行うことができました。	妥当性	A	令和6年11月22日の経済対策に基づく地方創生臨時交付金の「低所得世帯支援枠」の増額に伴い、実施しました。	完了	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した、令和6年から令和7年度に繰越した事業です。
										有効性	A	速やかに支給を行うことで、生活・暮らしの支援を行うことができました。		
										効率性	A	業務の一部を委託することで、効率的に実施しました。		

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	基本計画				令和7年度				令和8年度	
					分野	政策	施策	推進力	事業成果	事業の評価		具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針
22	住民税均等割のみ課税世帯生活支援臨時給付金支給事業	社会福祉課	物価高騰の負担感が特に大きい低所得世帯（住民税均等割のみ課税世帯）に対して、1世帯3万円の給付金を支給する。また、同世帯の18歳以下の児童1人につき2万円を加算して支給する。	住民税均等割のみ課税世帯等の各世帯主に対し、3万円を支給する。同世帯の18歳以下の児童1人につき2万円を加算して支給する。	健康・福祉・子育て	5	5-3	－	給付金を支給することで、物価高騰により生活に影響を受けている世帯の支援を行うことができました。	妥当性	A	令和6年11月22日の経済対策に基づく地方創生臨時交付金の「推奨事業メニュー」の増額に伴い、実施しました。	完了	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した、令和6年から令和7年度に繰越した事業です。
										有効性	A	速やかに支給を行うことで、生活・暮らしの支援を行うことができました。		
										効率性	A	業務の一部を委託することで、効率的に実施しました。		
23	食料品価格高騰対策生活支援金支給事業（新規事業）	社会福祉課	物価高騰の影響を受けている市民を支援するため、令和7年12月1日に四街道市の住民基本台帳に記録されている世帯主に対し、構成員1人につき7千円を支給する。	物価高騰の影響を受けている市民を支援するため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した四街道市独自の支援として、令和7年12月1日に四街道市の住民基本台帳に記録されている世帯主に対し、構成員1人につき7千円を支給する。	健康・福祉・子育て	5	5-3	－	支援金を支給することで、物価高騰により生活に影響を受けている世帯の支援を行うことができました。	妥当性	A	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、実施しました。	現行どおり	令和7年12月1日に四街道市の住民基本台帳に記録されている方に対して、支援金を支給します。（令和8年度に跨って事業を実施するため、7年度予算の一部を令和8年度に繰越して事業を実施します。）
										有効性	A	速やかに支給を行うことで、生活・暮らしの支援を行うことができました。		
										効率性	A	業務の一部を委託することで、効率的に実施しました。		
24	老人保護措置事業	高齢者支援課	環境上、経済上の事情により居宅において養護を受けることが困難な者が施設に入所し、生活の援護を受けることができる。	措置が必要な高齢者に対し、老人ホーム入所判定委員会により入所判定を行い、入所措置する。入所委託先施設を訪問して、状況把握調査を行う。	健康・福祉・子育て	5	5-1	－	市内及び市外の養護老人ホーム等に、居宅での生活が困難な高齢者等を入所措置することにより、適切な生活の援護を行うことができました。	妥当性	A	老人福祉法に基づき、実施する事業であり、環境上、経済上の理由により、居宅において生活することが困難な人を施設に入所させ、生活の援護をするうえで、必要な事業です。	現行どおり	措置が必要な高齢者に対し、老人ホーム入所判定委員会において、入所判定を行い、入所措置を行います。継続入所者については、入所状況把握調査を行い、入所措置の継続可否を判定します。
										有効性	A	老人福祉法に基づき、実施する事業であり、環境上、経済上の理由により、居宅において生活することが困難な人を施設に入所させ、生活の援護を行うことができました。		
										効率性	A	国通知の「老人ホームへの入所措置等の指針について」のとおり実施しており、入所状況把握調査を行うなどして、効率的な事業の実施を行うことができました。		

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	基本計画				令和7年度				令和8年度	
					分野	政策	施策	推進力	事業成果	事業の評価		具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針
25	高齢者在宅生活支援事業	高齢者支援課	在宅福祉サービスを利用することでひとり暮らし等高齢者や介護者が安心して暮らすことができる。	介護保険サービス以外の在宅福祉サービス(緊急通報装置の設置、介護用品の給付等)を提供する。	健康・福祉・子育て	5	5-1	シティプロモーション	在宅福祉サービスの提供により、高齢者本人及び介護者の精神的負担や経済的負担を軽減することができました。	妥当性	A	支援を必要とする高齢者が在宅生活を維持するために必要な事業です。	現行どおり	介護保険サービス以外の在宅福祉サービス(緊急通報装置の設置、介護用品の給付等)を提供し、在宅生活を支援します。介護用品の給付については、令和9年度以降に財源の見直しを行う予定です。
										有効性	A	在宅生活を維持するために、必要な経済的支援や精神的支援を行うことができました。		
										効率性	A	緊急通報装置の利用状況報告を活用することで、効率的な事業の実施を行うことができました。		
26	老人福祉施設整備事業(新規事業)	高齢者支援課	福祉避難所の設備を整備することで、災害時に高齢者が安全に避難所生活を送ることができる。	指定福祉避難所及び指定福祉避難所の指定を受ける予定の施設が購入する資器材や備蓄物資の購入費の補助を行います。	安全・安心	1	1-3	公民連携・シティプロモーション	協定を締結した指定福祉避難所に対して、資器材や備蓄物資の購入費の補助を行いました。	妥当性	A	指定福祉避難所に避難する要配慮者の避難生活を支援するために必要な事業です。	現行どおり	指定福祉避難所と避難所開設訓練等を実施することで、実効性のある避難所運営体制確保を進めていきます。
										有効性	A	指定福祉避難所が購入した資器材や備蓄物資の購入費の補助を行うことで、避難所の受入体制を強化することができました。		
										効率性	A	補助対象となる資器材について事前に情報提供することで、交付申請書類等を迅速に提出してもらうことができました。		
27	介護保険事業	高齢者支援課	高齢者が必要なサービスを受け、安心して生活できる。	介護人材を確保するため、介護職員初任者研修及び実務者研修にかかる研修費用を助成する。また、介護支援専門員及び主任介護支援専門員に係る研修費用を助成する。	健康・福祉・子育て	5	5-1	シティプロモーション	研修費の助成により、介護保険サービスの安定供給に資することができました。	妥当性	A	研修費用の助成は介護人材確保のため、必要な事業です。	現行どおり	四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第10期計画を策定します。介護職員初任者研修及び実務者研修にかかる研修費用の助成を継続して実施します。また、介護支援専門員及び主任介護支援専門員に係る研修費の助成を継続して実施します。
										有効性	A	介護人材を確保することで、高齢者が必要なサービスを受けることができます。		
										効率性	A	初任者研修及び実務者研修に係る費用の助成事業は、県の補助(補助率3/4)を活用しています。		

令和8年度事務事業評価シート（令和7年度実施事業）

福祉サービス部

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	基本計画				令和7年度				令和8年度	
					分野	政策	施策	推進力	事業成果	事業の評価		具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針
28	地域包括支援センター運営事業	高齢者支援課	高齢者等が、地域包括支援センターにおいて専門職に相談し、支援等を受けることで、住み慣れた地域で安心、安全に生活することができる。	地域住民の保健・福祉・医療の向上を包括的に支援する中核拠点である地域包括支援センターを運営し、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業を行う。千代田包括の施設管理を行う。	健康・福祉・子育て	5	5-1	市民協働・シティプロモーション	高齢者や関係者からの相談支援、地域や専門職間のネットワーク構築を行い、高齢者の心身の健康保持および生活の安定に寄与することができました。また、千代田包括の施設管理を行いました。	妥当性	A	法令等の定めの中で行う事業であり、高齢者等が専門職に相談し、支援等を受けることで、安心、安全に生活することができるようにするために必要な事業です。	現行どおり	地域住民の保健・福祉・医療の向上を包括的に支援する中核拠点である地域包括支援センターを運営し、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業を行います。
										有効性	A	地域包括支援センターの専門職が、高齢者やその家族等の相談支援を行うことで、住み慣れた地域で安心安全に生活することができています。		
										効率性	A	法令等の定めの中で行う事業であり、地域包括支援センターの運営を業務委託することにより、効率的な事業の実施ができています。後期高齢者の増加に伴い、センターの機能強化が必要です。		
29	生活支援体制整備事業	高齢者支援課	単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、NPO法人、ボランティア等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に行っていく。	生活支援コーディネーターや協議体を設置し、地域のニーズと資源の状況把握、地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけ、関係者のネットワーク化、資源開発、ニーズとサービス提供主体のマッチングなどを行う。	健康・福祉・子育て	5	5-1	市民協働・シティプロモーション	多様な主体と地域のニーズを共有することで、ネットワークの構築や生活支援に係る取り組みを検討することができました。ワークショップの開催により、地域のニーズや資源を把握することができました。	妥当性	A	法令等の定めの中で行う事業であり、高齢者が多様な日常生活上の支援を受けることにより、住み慣れた地域で安心、安全に生活するために必要な事業です。	現行どおり	生活支援コーディネーターと多様な主体間で情報共有及び連携・協働が行えるよう、地域支えあい推進会議を開催し、体制整備を推進します。生活支援コーディネーターが、地域でワークショップ等を開催し、ニーズとサービス提供主体のマッチングを進めていきます。
									ワークショッの開催により、地域のニーズや資源を把握することができました。	有効性	A	生活支援コーディネーターや協議体を設置し、地域のワークショップの開催などで地域のニーズと資源の情報把握、多様な主体への協力依頼等の働きかけ、ネットワーク構築が進められています。		
									地域情報を冊子に集約して周知をすることで、高齢者の自立した生活を支援しました。	効率性	A	法令等の定めの中で行う事業であり、生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置を業務委託することにより、効率的に事業を実施しています。		
30	一体的実施事業	高齢者支援課	高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施することで、効果的かつ効率的に高齢者の健康を保持増進する。	国保データベースシステムを活用したデータ分析を行い、通いの場への積極的な関与や電話・訪問による個別支援を行う。	健康・福祉・子育て	5	5-1	—	国保データベースシステムの活用により、後期高齢者の健康課題の抽出を行いました。通いの場での健康教育や訪問指導を実施し、フレイル予防や健康診査について普及啓発することができました。	妥当性	A	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、千葉県後期高齢者医療広域連合より委託を受けて実施している必要な事業です。	現行どおり	国保データベースシステムを活用したデータ分析とJAGES調査の分析結果をもとに、通いの場への積極的な関与や電話・訪問による個別支援を行います。
										有効性	A	疾病の重症化予防と介護予防の双方を踏まえて支援することで、後期高齢者の健康保持、増進や介護予防を効果的に推進することができます。		
										効率性	A	国保データベースシステムを活用することで、後期高齢者の健康課題に応じた普及啓発活動を実施します。また、支援の必要性が高い対象者を抽出して、支援をしています。		

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	基本計画				令和7年度				令和8年度	
					分野	政策	施策	推進力	事業成果	事業の評価		具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針
31	地域介護予防活動支援事業	高齢者支援課	高齢者が年齢や心身の状況に関わらず、人と人とのつながりを通じた介護予防に資する地域活動を継続することができる。	介護予防に資する住民主体の通いの場や、社会参加を通じた介護予防に資する地域活動を支援する。	健康・福祉・子育て	5	5-1	－	住民主体の通いの場の活動継続、新規立ち上げを支援しました。 ボランティア活動への参加支援を行うことで、社会参加を通じた介護予防活動につなげることができました。	妥当性	A	地域支援事業に定められており、健康寿命の延伸に向け、高齢者の健康課題に対応した介護予防事業を実施する必要があります。	現行どおり	地域で交流しながら介護予防に取り組めるよう、住民主体の通いの場（週いち貯筋体操）の活動継続、新規立ち上げ支援を行います。 住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。 社会参加を通じて介護予防に取り組めるよう、ボランティア活動参加への支援を行います。
										有効性	A	高齢者の健康課題に対応した事業展開をすることで、効果的な介護予防・普及啓発を実施する必要があります。		
										効率性	A	フレイルや認知症予防に関する普及啓発について、様々な手法で取り組むことで、介護予防の取り組みが継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。		
32	物価高騰対策介護サービス事業所支援事業（新規事業）	高齢者支援課	高齢者が必要なサービスを受け、安心して生活できる。	物価高騰の影響を受ける市内介護保険サービス事業者の負担を軽減し、安定かつ継続的なサービスの提供を支援するため、支援金を支給する。	健康・福祉・子育て	5	5-1	－	介護保険サービスの提供を継続する事業者に対して支援金を支給し、事業所の安定かつ継続的なサービスの提供を支援することができました。	妥当性	A	物価高騰下において、介護サービス事業の継続は必要です。	完了	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した、令和7年度単年度事業です。
										有効性	A	市内の介護事業所のサービス提供継続に寄与しており、有効な事業です。		
										効率性	A	国の地方創生臨時交付金を活用した事業です。		
33	賦課徴収事業（介護保険特別会計）	高齢者支援課	被保険者が公平に介護保険料を負担している。	介護保険料賦課処理、納入通知書発送、介護保険料収納処理、督促・催告、滞納整理等を適正に行う。	健康・福祉・子育て	5	5-1	－	適正な介護保険財政を運営することができました。	妥当性	A	介護保険法に基づき、所得に応じた介護保険料を負担することで、制度の安定的な運営を行うために必要な事業です。	現行どおり	介護保険料の適正な賦課徴収を行います。広報、ホームページで納期内納付の周知・啓発を行うとともに、滞納整理等の実施により収納率の向上を目指します。
										有効性	A	被保険者の所得を正確に把握することにより、適正な保険料の賦課を行っています。広報、ホームページで納期内納付の周知・啓発を行うとともに、滞納整理等の実施により、収納率の向上を目指しています。		
										効率性	A	他課と連携を行いながら、計画的に、効果的かつ効率的に執行しています。また、事務の電算化により、効率的に事業を実施しています。		

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	基本計画				令和7年度				令和8年度	
					分野	政策	施策	推進力	事業成果	事業の評価		具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針
34	要介護等認定事務事業（介護保険特別会計）	高齢者支援課	要介護・要支援認定申請を提出した市民が適正な介護認定調査を受け審査会での判定結果を受理できる。	要介護認定申請（新規・更新・区分変更）受付業務、資格者証の交付、認定調査業務、認定調査委託業務、認定調査のための会計年度任用職員雇用、死亡・転入・転出・取り下げ処理、介護認定審査会結果通知、国・県への結果報告等を行う。	健康・福祉・子育て	5	5-1	－	介護認定審査会の運営と認定調査事務の適正な実施により、申請者が介護（予防）給付の種類と量を選択するための適切な要介護認定を行うことができました。	妥当性	A	介護保険法の規定に基づき、所得に応じた介護保険料を負担することで、制度の安定的な運営のために必要な事業です。市が行わなければならない必要な事業です。	現行どおり	介護保険法の規定に基づき、迅速かつ公平な認定を実施します。
										有効性	A	申請者が適正な要介護等認定を受けることにより、状態に応じた介護保険サービスの選択に寄与しています。		
										効率性	A	コストの増加傾向を抑えながら適正な認定を担保するために、日常の事務処理を効率化しています。		
35	介護・介護予防サービス等諸費給付事業（介護保険特別会計）	高齢者支援課	要介護（要支援）認定を受けた被保険者が適正な介護給付を受けることができる。	要介護（要支援）認定を受けた被保険者に対し、指定介護サービス事業者などから受けたサービスに要する費用の7～9割を給付する。	健康・福祉・子育て	5	5-1	－	要介護（要支援）認定を受けた被保険者に対し、指定介護サービス事業者などから受けたサービスに要する費用の7～9割を給付しました。	妥当性	A	介護保険法の規定に基づき、市が行わなければならない必要な事業で、制度の安定的な運営のために必要な事業です。	現行どおり	介護保険法に基づき、適正な介護給付事業を実施します。
										有効性	A	申請者が適正な要介護等認定を受けることにより、状態に応じた介護保険サービスの選択に寄与しています。		
										効率性	A	コストの増加傾向を抑えながら適正な認定を担保するために、日常の事務処理を効率化しています。		
36	特定入所者介護サービス等諸費給付事業（介護保険特別会計）	高齢者支援課	低所得の被保険者が安心して施設に入所し、必要な介護サービスを受けることができる。	低所得者の施設入所等に伴う居住費（滞在費）及び食費の補足給付を行う。	健康・福祉・子育て	5	5-1	－	低所得者の施設入所及びショートステイ利用に伴う、居住費（滞在費）及び食費の補足給付を行いました。	妥当性	A	低所得の被保険者が安心して施設入所等ができるよう、介護保険法に基づき給付する事業です。	現行どおり	低所得の被保険者が安心して施設に入所し、必要な介護サービスを受けることができるよう、居住費（滞在費）及び食費の補足給付を行います。
										有効性	A	居住費（滞在費）及び食費の補足給付により、低所得の利用者が安心して介護施設等に入所できます。		
										効率性	A	委託や電算化により、効率的に事業を実施しています。また、財源は介護保険法の規定により、国、県、市及び介護保険料により賄われています。		

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	基本計画				令和7年度				令和8年度	
					分野	政策	施策	推進力	事業成果	事業の評価		具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針
37	高額介護サービス等費給付事業（介護保険特別会計）	高齢者支援課	介護サービス利用の多い被保険者が安心して必要な介護サービスを受けることができる。	被保険者の介護サービスに係る利用者負担が一定額を超えた場合に、その超えた額を給付する。	健康・福祉・子育て	5	5-1	－	被保険者の介護サービスに係る利用者負担額が一定額を超えた場合に、その超えた額を給付し、被保険者の負担を軽減しました。	妥当性	A	被保険者の負担軽減のため、介護保険法に基づき給付する事業です。	現行どおり	介護サービス利用の多い被保険者が安心して必要な介護サービスを受けることができるよう、介護サービスに係る利用者負担が一定額を超えた場合に、その超えた額を給付します。
										有効性	A	利用者負担が一定額を超えた場合に、その超えた額を給付することにより、被保険者が安心して必要な介護サービスを受けることができます。		
										効率性	A	委託や電算化により、効率的に事業を実施しています。また、財源は介護保険法の規定により、国、県、市及び介護保険料により賄われています。		
38	審査支払手数料事業（介護保険特別会計）	高齢者支援課	要介護（要支援）認定を受けた被保険者が適正な介護給付を受けられる。	千葉県国民健康保険団体連合会に、指定介護サービス事業所等からの請求明細書の審査・支払事務を委託し、手数料を支払う。	健康・福祉・子育て	5	5-1	－	千葉県国民健康保険団体連合会に、指定介護サービス事業所等からの請求明細書の審査・支払事務を委託し、手数料を支払いました。	妥当性	A	市町村が共同で審査支払事務を行うため、介護保険法に基づき委託する事業です。	現行どおり	要介護（要支援）認定を受けた被保険者が適正な介護給付を受けることができるよう、千葉県国民健康保険団体連合会に、指定介護サービス事業所等からの請求明細書の審査・支払事務を委託し、手数料を支払います。
										有効性	A	複数の市町村が、千葉県国民健康保険団体連合会に、指定介護サービス事業所等からの請求明細書の審査・支払事務を委託することにより、手続きが標準化され、指定介護サービス事業所等の負担が軽減されます。		
										効率性	A	委託により効率的に事務を実施しています。また、財源は介護保険法の規定により、国、県、市及び介護保険料により賄われています。		
39	介護予防・日常生活支援サービス事業（介護保険特別会計）	高齢者支援課	要支援や介護予防・日常生活支援サービス事業対象者が適正な介護予防・日常生活支援サービスを受けられる。	要支援や介護予防・日常生活支援サービス事業対象者が、指定サービス事業者などから受けたサービスに要する費用の7～9割を給付する。	健康・福祉・子育て	5	5-1	－	要支援や介護予防・日常生活支援サービス事業対象者が、指定サービス事業者などから受けたサービスに要する費用の7～9割を給付しました。	妥当性	A	要支援や介護予防・日常生活支援サービス事業対象者が、指定サービス事業者などから受けたサービスに要する費用を、介護保険法に基づき給付しています。	現行どおり	介護保険法に基づき、適正な介護予防・日常生活支援サービス事業を実施します。
										有効性	A	要支援や介護予防・日常生活支援サービス事業対象者が、指定サービス事業者などから受けたサービスに要する費用を適正に給付することで、被保険者や家族の負担が軽減されています。		
										効率性	A	委託や電算化により、効率的に事業を実施しています。また、財源は介護保険法の規定により、国、県、市及び介護保険料により賄われています。		

令和 8 年度事務事業評価シート（令和 7 年度実施事業）

福祉サービス部

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	基本計画				令和7年度				令和8年度	
					分野	政策	施策	推進力	事業成果	事業の評価		具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針
40	一般介護予防事業 (介護保険特別会計)	高齢者支援課	高齢者が介護予防に取り組むことで、要支援・要介護状態とならずに、住み慣れた地域でいきいきと暮らせる。	介護予防の普及啓発や高齢者の自立支援を推進するため、各種教室の開催やリハビリテーション専門職による個別支援を行う。また、介護予防事業を効果的に実施するため、事業評価を行う。	健康・福祉・子育て	5	5-1	市民協働・公民連携・シティプロモーション	認知機能チェックや介護予防講座等を実施し、介護予防の普及啓発を行いました。また、リハビリ専門職による訪問指導を実施し、高齢者が自立した生活を送れるよう支援しました。「健康とくらしの調査」を行い、高齢者の健康課題や介護予防事業評価に向けた現状把握を行いました。	妥当性	A	地域支援事業に定められており、健康寿命の延伸に向け、高齢者の健康課題に対応した介護予防事業を実施する必要があります。	現行どおり	「健康とくらしの調査」結果を基に、フレイル予防に重点をおいた介護予防に取り組めます。認知症やフレイルの予防に向けた各種講座等を実施します。リハビリテーション専門職と連携した個別支援により、高齢者のリエイブルメントに向けた支援を行います。
										有効性	A	高齢者の健康課題に対応した事業展開をすることで、効果的な介護予防・普及啓発を実施する必要があります。		
										効率性	A	フレイルや認知症予防に関する普及啓発について、様々な手法で取り組むことで、介護予防の取り組みが継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。		
41	在宅医療・介護連携推進事業 (介護保険特別会計)	高齢者支援課	医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する。	在宅医療と介護を一体的に提供するため、在宅医療・介護連携支援センターを設置し、医療機関や介護事業所の相談支援、顔の見える関係づくりや研修会等を行う。また、市民への在宅医療や介護に関する普及啓発を行う。	健康・福祉・子育て	5	5-1	公民連携・シティプロモーション	在宅医療・介護連携支援センターが、高齢者を支える専門職からの相談を受けることで、高齢者の在宅療養を支援できました。医療・介護従事者を対象に多職種協働研修を開催し、連携を促進することができました。	妥当性	A	法令等の定めの中で行う事業であり、在宅医療と介護の連携を推進することで、医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるようにするために必要な事業です。	現行どおり	在宅医療・介護連携支援センターを運営し、医療・介護従事者が円滑に連携ができるよう、相談対応や多職種協働に向けた研修会を開催します。また、専門職及び市民への在宅医療・介護に関する普及啓発を行います。
									在宅医療・介護連携支援センターが各種事業を行うことで、医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続ける一助となっています。	有効性	A			
									市民向けの公開講座により、在宅医療や介護に関する知識を普及することができました。	効率性	A	法令等の定めの中で行う事業であり、在宅医療・介護連携支援センターの設置運営を業務委託することにより、効率的に事業を実施しています。		
42	認知症総合支援事業 (介護保険特別会計)	高齢者支援課	認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるために、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。また、必要な医療、介護および生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人に対して効果的な支援が行われる体制を構築する。	認知症の人に早期に関わり、適切な医療や介護等につなげるための初期集中支援チームを設置し、チーム員による支援を行う。認知症に関する普及啓発や相談支援を行う。認知症サポーター等認知症の人を支援する関係者の連携を推進する。	健康・福祉・子育て	5	5-1	—	認知症初期集中支援チームを設置し、認知症状により、日常生活に支障をきたしている人に集中的に関わり、必要な支援につなぐことで、安定した生活が送れるよう支援しました。また、チームの普及啓発活動を行いました。認知症の人とその家族が地域で安心して生活し続けられるよう、認知症カフェの運営やオレンジボランティアと連携した活動を行いました。	妥当性	A	法令等の定めの中で行う事業であり、認知症の人の効果的な支援体制を構築することで、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようにするために必要な事業です。	現行どおり	認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築や、必要な医療、介護および生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人に対して効果的な支援が行われる体制を構築していきます。
										有効性	A	認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築や、認知症の人やその家族を支援するための相談支援、認知症の人に対して効果的な支援が行われる体制が構築されつつあります。		
										効率性	A	法令等の定めの中で行う事業であり、初期集中支援チームの業務や認知症地域支援推進員の配置を業務委託することにより、効率的に事業を実施しています。		

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	基本計画				令和7年度				令和8年度	
					分野	政策	施策	推進力	事業成果	事業の評価		具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針
43	地域ケア会議推進事業 (介護保険特別会計) (新規事業)	高齢者支援課	支援が必要な高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援等を通じて、具体的な支援方策の検討を行い、個別課題の解決や地域課題の抽出、ネットワークの構築につなげる。	地域の多様な関係者で、個別事例の支援方策の検討を行い、個別課題の解決や地域課題の抽出、ネットワークの構築を行う。	健康・福祉・子育て	5	5-1	－	個別地域ケア会議や、自立支援型地域ケア会議を開催することで、高齢者の生活の安定、及びケアマネジャーのケアマネジメント向上に寄与することができました。また、住民を含めた多様な関係者間で地域課題の共有や、解決策を検討しました。	妥当性	A	法令等の定めの中で行う事業であり、支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で安心、安全に生活するために必要な事業です。	現行どおり	支援が必要な高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、地域の関係者で検討を行う個別地域ケア会議を開催します。 高齢者の自立促進及びQOLの向上や、ケアマネジメント向上に向け、個別事例を通して、多職種協働による自立支援促進や、多様なサービス活用について検討します。 個別地域ケア会議により抽出された地域課題の共有や解決、地域資源の開発等の検討を行います。
										有効性	A	個別事例の検討や地域課題を共有し、支援が必要な高齢者を地域で支えることができています。		
										効率性	A	法令等の定めの中で行う事業であり、地域包括支援センターに業務委託することにより、総合相談支援業務と併せて、効率的な事業の実施ができています。		
44	地域支援任意事業 (介護保険特別会計)	高齢者支援課	要介護4・5の認定を受けている方に、家族介護用品の給付を行い、また、市長申立てや成年後見制度利用に係る費用の助成を行うことで、要介護者が地域で安心して生活できる。	在宅の要介護認定者（要介護4・5）に対し、介護用品引換券を給付する。また、高齢者成年後見制度利用支援事業として自ら審判請求ができない、判断力が十分でない高齢者に対する市長の審判請求及び費用の助成をする。	健康・福祉・子育て	5	5-1	シティプロモーション	介護用品引換券の給付を行うことにより、高齢者本人や介護者の精神的・経済的な負担を軽減することができました。成年後見人等が必要な方の市長申立て事務や成年後見人等への報酬費の助成を行うことで、財産管理や身上監護の支援を行うとともに、報酬費支払いが困難な方への経済的支援を行うことができました。	妥当性	A	国の地域支援事業実施要綱に基づき、実施している事業であり、高齢者が地域で安心して生活できるようにするために必要な事業です。	現行どおり	在宅の要介護認定（介護4～介護5）を受けており、かつ市民税非課税世帯に介護用品引換券を給付する。また、高齢者成年後見制度利用支援事業として自ら審判請求ができない、判断能力が充分でない高齢者に対する市長の審判請求及び費用、報酬費用の助成をします。
										有効性	A	国の地域支援事業実施要綱に基づき、実施している事業であり、高齢者本人や介護者の経済的・精神的な負担の軽減を行うことができました。		
										効率性	A	国の地域支援事業実施要綱に基づき、効率的に事業を実施しました。		
45	介護給付費等費用適正化事業 (介護保険特別会計)	高齢者支援課	介護保険制度の適切な運営により、介護給付費が適正に支出されている。	介護給付適正化システムにより不適切な請求等を抽出し、事業者に点検を促すことにより、介護給付費を適正に支出する。	健康・福祉・子育て	5	5-1	－	介護給付費を適正に支出することができました。	妥当性	A	介護給付費の適正化のため、国より実施が求められている事業です。	現行どおり	適正な介護保険の給付を行うため、介護給付適正化システムによる不適切な請求等の抽出や照会を行います。
										有効性	A	不適切な請求等を抽出し、事業者に点検を促すことにより、介護給付が適正化されます。		
										効率性	A	委託や電算化により、効率的に事業を実施しています。また、財源は介護保険法の規定により、国、県、市及び介護保険料により賄われています。		

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	基本計画				令和7年度				令和8年度	
					分野	政策	施策	推進力	事業成果	事業の評価		具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針
46	介護相談員派遣事業 (介護保険特別会計)	高齢者支援課	介護サービス利用者の不安・不満を解消し、サービス内容が改善されることで、質の高いサービスを受けることができる。	市が委嘱した相談員が、適宜介護保険施設を訪問し、サービス利用者から日常抱えている疑問や不安を聴き、サービス提供事業者との調整を行う橋渡し役を担う。介護サービスの質の向上を目指すため、利用者の苦情やトラブルを未然に防ぐ。	健康・福祉・子育て	5	5-1	－	介護相談員による介護保険施設の訪問を、準備のできた施設から再開しているため、訪問日数が目標よりも少なくなりました。介護相談員が、介護保険施設を訪問することで、利用者の苦情やトラブルを未然に防ぎ、サービスの向上につながりました。	妥当性	A	介護保険法の地域支援事業に位置付けられています。	現行どおり	介護保険法の地域支援事業に位置付けられていることから、今後も事業を継続して行います。
										有効性	A	介護サービス利用者の不安・不満を解消し、サービス内容が改善されることで、質の高いサービスを受けることができます。		
										効率性	A	対象サービスや訪問回数などを精査し、効率的に実施しています。また、財源は介護保険法の規定により、国、県、市及び介護保険料により賄われています。		
47	認知症高齢者見守り事業 (介護保険特別会計)	高齢者支援課	認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域の見守り体制を構築する。認知症により外出先から家に帰ることができない高齢者等を介護する者の精神的負担の軽減および高齢者等の安全が確保できる。	認知症などにより、外出先から帰ることができなくなった高齢者の家族と連絡を取るためのシールを配布する。認知症についての理解を深めた認知症サポーターを養成する。認知症サポーターが地域での支援を行えるようにステップアップ講座を開催する。	健康・福祉・子育て	5	5-1	－	認知症により、外出先から帰ることができない高齢者ヘシールを配布することにより、介護者の精神的負担の軽減や高齢者等の安全が確保できました。認知症について理解のある認知症サポーターの養成を行いました。	妥当性	A	国の地域支援事業実施要綱に基づき実施している事業であり、介護者支援するため、及び高齢者が地域で安心して生活するために必要な事業です。	現行どおり	サービスを必要としている方が利用できるように事業の周知を行います。認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域の見守り体制を構築していきます。
										有効性	A	国の地域支援事業実施要綱に基づき実施している事業であり、高齢者の安全や介護者の精神的負担を軽減しています。		
										効率性	A	国の地域支援事業実施要綱に基づき、効率的に事業を実施しています。		
48	第1号被保険者保険料還付事業 (介護保険特別会計)	高齢者支援課	該当する被保険者が介護保険料の還付を適正に受けられる。	誤納付や資格喪失者等の保険料還付処理を行う。	健康・福祉・子育て	5	5-1	－	誤納付や資格喪失者等へ保険料を適正に還付できました。	妥当性	A	介護保険法の規定に基づき実施している必要な事業です。	現行どおり	過誤納の把握を速やかに行い、できる限り短期間に還付します。
										有効性	A	介護保険料を適正に還付することで、納付者の公平性が確保されます。		
										効率性	A	委託や電算化により、効率的に事業を実施しています。		

令和8年度事務事業評価シート（令和7年度実施事業）

福祉サービス部

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	基本計画				令和7年度				令和8年度	
					分野	政策	施策	推進力	事業成果	事業の評価		具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針
49	障がい者基本計画等推進事業	障がい者支援課	障がいのある人が地域でその人らしく生活するための、基本理念が定まっている。国の指針に基づき、3か年の障害福祉サービス見込み量が定まっている。	障害者基本計画を策定し各年度における進捗管理を行う。障がい福祉計画・障がい児福祉計画を策定する。	健康・福祉・子育て	5	5-2	市民協働・デジタル化・シティプロモーション	市民ニーズ調査を行った結果を踏まえ、今後重点的に取り組む方向性を計画的に定めることができました。第5次四街道市障がい者基本計画の策定支援は、プロポーザルで選ばれた事業者 に委託して効率的に 進行了しました。	妥当性	A	障害者基本計画は障害者基本法第11条で定められた事業であり、その中に掲げた取組について、関係各課に照会し、計画の進捗を管理することは障害福祉の推進に必要な事業です。	現行どおり	障がい者基本計画に基づき、障がい福祉施策の進捗管理に取り組みます。
										有効性	A	各課実施事業の進捗管理を行うことにより、事業の方向性を再確認することができます。		
										効率性	A	進捗状況調査の負担軽減のため、記入要領をより分かりやすくし、調査項目も必要最少限にしています。また、第5次四街道市障がい者基本計画の策定支援にはプロポーザルで選ばれた事業者 に委託して効率的に 進行了しました。		
50	障がい福祉推進事業	障がい者支援課	四街道市障がい者自立支援協議会や福祉作業所の運営、障害者優先調達事業などを円滑に実施することにより、地域の障害者福祉が向上している。	四街道市障がい者自立支援協議会や福祉作業所の運営、障害福祉団体の育成、障害者優先調達事業の実施、障害者グループホームの運営費や家賃助成、障害者スポーツ大会に関する取りまとめ等を行う。	健康・福祉・子育て	5	5-2	公民連携・デジタル化・シティプロモーション	四街道市障がい者自立支援協議会の運営を円滑に実施したほか、グループホームの運営費や家賃助成の実施、福祉作業所の運営を指定管理により行い、地域の福祉向上に寄与しました。また、指定福祉避難所の協定締結を行い、県の補助金を活用し、備品や物資の備蓄を行いました。	妥当性	A	市による障がい者自立支援協議会の設置は総合支援法で定められており、またグループホームの運営費及び家賃助成は、県の補助金対象事業となっています。その他、各委託事業や福祉作業所の運営は、障害のある人の支援として必要な事業です。	現行どおり	四街道市障がい者自立支援協議会の各部会の活動等、各事業を円滑に実施し、地域の障がい福祉の向上に寄与します。また、災害時に安心して避難できる環境の整備のため、民間施設等の指定福祉避難所における備蓄物資の補充や避難訓練等実施による消費分の購入支援を行います。また、基幹相談支援センターの委託に伴い事務移管された運営事業のほか、医療的ケア児等支援協議会を実施し、医療的ケア児等の地域生活の向上や災害対策に取り組みます。（令和8年度より、No.57基幹相談支援センター運営事業」を移管します。）
					にぎわい・共創	13	13-2	公民連携		有効性	A	障がい者自立支援協議会を中心として、障害福祉に係る地域ニーズや地域課題を整理し、課題解決に向けて取り組むことができます。		
					安全・安心	1	1-3	公民連携・シティプロモーション		効率性	A	国・県の補助金を活用し、事業を実施しています。また、専門性が必要な事業は、委託や指定管理等により実施する等、効率的に事業を実施しています。		
51	障害者自立支援給付事業	障がい者支援課	障がいのある人が障害福祉サービスを利用することにより地域で自立した生活を営んでいる。	自立支援給付事業として居宅介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援等の障害福祉サービスに係る介護給付費等の支給や、自立支援医療費及び補装具費の支給等を行う。	健康・福祉・子育て	5	5-2	—	自立支援給付事業の各サービスを、必要とする障がい者に適切に提供し、障がい者の福祉向上に寄与しました。また、給付事務の効率化のため、令和8年度からシステムを導入しました。	妥当性	A	障害者総合支援法第2条により、市の責務で行わなければならない事業であることから、必要な事業です。	現行どおり	この事業は、直接的に障がい者の福祉増進に繋がることから、障がい者や家族に対し、制度やサービスの内容の周知を行います。また、導入システムの活用により、給付事務の効率化に取り組みます。
										有効性	A	自立支援給付事業は、日中活動支援や居住支援など、障がい者の生活の場を確保するサービスを提供しており、安定してサービス提供することで、障がいのある人の自立を支援しています。		
										効率性	A	実施方法については、国の法律に定められており、必要な事務の電算化により、効率的に実施しています。		

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	基本計画				令和7年度				令和8年度	
					分野	政策	施策	推進力	事業成果	事業の評価		具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針
52	地域生活支援事業	障がい者支援課	障がいのある人が障害福祉サービスを利用することにより地域で自立した生活を営んでいる。	移動支援、日中一時支援等にかかる地域生活支援給付費を支給する。日常生活用具の給付、意思疎通支援を行う。	健康・福祉・子育て	5	5-2	－	地域生活支援給付費の支給、日常生活用具の給付等により、障がいのある人の生活の向上に寄与しました。	妥当性	A	障害者総合支援法第2条により、市の責務で行わなければならない事業であることから必要な事業です。	現行どおり	障がいのある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた地域生活支援事業を効率的・効果的に実施します。
										有効性	A	地域生活支援給付は、外出支援や日中預かりを提供するものであり、安定して提供することにより、障がいのある人の生活が支援されています。		
										効率性	A	国の法律に基づいて実施しています。また、事務処理に必要な電算化をしています。		
53	経済支援事業	障がい者支援課	重度障がいのある人等に、手当や助成金を給付することにより、経済的な負担が軽減されている。	特別障害者手当、重度知的障害者ねたきり身体障害者福祉手当、重度心身障害者医療費助成、精神障害者医療費助成、手帳取得助成等、手当助成金の支給を行う。	健康・福祉・子育て	5	5-2	－	重度心身障害者医療費助成、精神障害者医療費助成金の他、各種手当の事業を円滑に実施し、受給者に対し適切な給付を行うことで、経済的負担が軽減されました。	妥当性	A	特別障害者手当は、法定受託事務であり、重度知的障害者ねたきり障害者福祉手当、重度心身障害者医療費助成は県の補助対象事業です。その他は市の単独事業ですが、障がい者の経済的負担の軽減をするうえで必要な事業です。	現行どおり	障がいのある人の経済的負担の軽減につながるよう、医療費の助成や福祉手当の支給事業を円滑に実施します。
										有効性	A	障がいのある人に対する直接的な支援により、障がい者の経済的な負担が軽減されています。		
										効率性	A	事務に必要な電算化は完了しており、また、重度心身障害者医療費助成の現物給付の実施により、事務処理が軽減されています。		
54	在宅生活支援事業	障がい者支援課	障がいのある人が、様々な障害福祉サービスを利用し、在宅生活を維持できている。	福祉タクシー利用料の支払い、緊急通報装置の使用料の支払、障害者支援施設通所交通費の助成等、在宅での生活を支援するための対象者の認定事務及び支払い事務を行う。	健康・福祉・子育て	5	5-2	－	タクシー利用料に関し、費用の一部の助成を行う他、障害者支援施設通所交通費の助成等、障がいのある人の外出促進に寄与しました。	妥当性	A	障害者支援施設通所交通費助成などについては、市の単独事業ですが、障がいのある人の支援として必要な事業です。	現行どおり	障がいのある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた在宅生活支援事業を効率的・効果的に実施します。
										有効性	A	在宅の障がい者が増加傾向にある中、通所や外出などの援助を継続して実施することにより、障がいのある人の在宅における生活が向上しています。		
										効率性	A	事業の実施にあたり、必要最低限の人員で効率的に事業を実施しています。		

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	基本計画				令和7年度				令和8年度	
					分野	政策	施策	推進力	事業成果	事業の評価		具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針
55	障がい者相談支援事業	障がい者支援課	障がいのある人とその家族からの相談に対して、相談窓口を設置し、多岐に渡る相談に応じるとともに、解決に向け関係機関と連携し、福祉サービスの利用につなげる。	障がいのある人とその家族の相談に対して、適切な助言を行い、悩みを解決するための相談支援を実施する。また、障害支援区分を認定するための審査会の運営と成年後見制度を利用する際の支援を実施する。	健康・福祉・子育て	5	5-2	公民連携・シティプロモーション	障害支援区分を認定するための審査会の運営と成年後見制度を利用する際の支援を行ったほか、障がいのある人とその家族の相談に対して、適切な助言を行い、悩みを解決するための支援を行いました。	妥当性	A	障害者総合支援法第77条により、市の責務で行わなければならない事業であることから、必要な事業です。	現行どおり	多様化する相談内容に応じ、基幹相談や相談支援事業所等と連携し、相談支援を行います。また、成年後見人の利用支援も継続して行います。
										有効性	A	障がいのある人や家族の相談に専門知識や資格を有する相談員が対応することにより、適切なサービスを提供することができています。		
										効率性	A	委託により相談窓口の増加及び専門知識や資格を有する相談員の確保がされており、市民サービスの向上及び人件費の軽減に繋がっています。		
56	意思疎通支援事業	障がい者支援課	聴覚、言語・音声機能障害のため、意思疎通を行うことに支障がある障がいのある人のために、コミュニケーションがとれるよう手話通訳者を設置・派遣する。	聴覚、言語・音声機能障害のため、意思疎通を行うことに支障がある障がいのある人のために、手話通訳者、要約筆記者を派遣する。また、市役所での諸手続きにおいて、コミュニケーションがとれ円滑に手続きが行えるよう手話通訳者を設置する。	健康・福祉・子育て	5	5-2	—	令和7年10月に四街道市手話言語条例を施行し、手話の普及啓発を行いました。手話通訳者の派遣及び設置により、意思疎通に手話等を必要とする障がいのある人と、健聴者との意思疎通を支援することができました。また、手話奉仕員を育成するために手話奉仕員養成講座(後期)を実施しました。	妥当性	A	障害者総合支援法第2条により、市の責務で行わなければならない事業であることから必要な事業です。	現行どおり	聴覚、言語・音声機能障害により不利益を生じないように意思疎通が円滑に行うために手話通訳者等の派遣を継続実施します。また、手話奉仕員養成講座を継続して実施し、手話を担う人材の育成を行うとともに、手話の普及啓発を目的として、初心者向けの講座を開催します。
										有効性	A	聴覚、言語・音声機能障害者に手話通訳者が対応することにより、意思疎通が円滑に行われています。		
										効率性	A	聴覚、言語・音声機能障害者に対してのコミュニケーションツールとして手話で対応することで、対応時間が削減されています。		
57	基幹相談支援センター運営事業	障がい者支援課	障がいのある人やその家族からの相談や関係機関からの困難事例に対応することや、障がいのある人が地域で生活するための体制を整備することにより、障がいのある人が安心して地域で暮らしていくことができる。	総合的かつ専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化、地域移行及び地域定着の促進、権利擁護、地域生活支援拠点等の整備等を行う。障がい者自立支援協議会生活部会を運営する。また、市民に対し、障がいに関する普及啓発のための講演会を開催する。	健康・福祉・子育て	5	5-2	公民連携・シティプロモーション	障がいのある人や相談支援事業所等に対して相談支援を実施したことにより、問題の解消に繋がられました。また、医療的ケア児等支援協議会において、個別避難計画作成のモデル事業を進め、モデルケース数名を対象に避難訓練を行いました。障がい者自立支援協議会の生活部会では、日中サービス支援型共同生活援助の評価の実施や地域生活支援拠点等の評価方法について協議しました。その他、事業所向け研修会を2回、市民向け講演会を1回開催しました。	妥当性	A	第7期四街道市障がい者福祉計画・第3期四街道市障がい児福祉計画に基づき、様々な障がい福祉支援体制を整備しています。	現行どおり	令和8年度より民間法人へ事業の委託を行い、民間のノウハウを活用し取り組みます。市で行うセンターの運営事業及び医療的ケア児等支援協議会の開催は引き続き、取り組みます。(令和8年度よりNo.50障がい福祉推進事業」に移管します。)
										有効性	A	障害のある人やその家族、関係機関からの相談対応や支援体制を整備することにより、障がいのある人の地域での生活を支援しています。		
										効率性	A	補助金等を活用しながら事業を実施しています。専門知識や資格を有する相談員を確保するため、基幹相談支援センターを委託します。		

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	基本計画				令和7年度				令和8年度	
					分野	政策	施策	推進力	事業成果	事業の評価		具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針
58	物価高騰対策障がい福祉サービス等事業所支援事業（新規事業）	障がい者支援課	障がいのある人が、必要なサービスを受け、安心して生活できる。	物価高騰の影響を受ける市内障害福祉サービス等事業者に対し、支援を必要とする方々への生活維持に必要なサービスを安定的に提供し、事業継続を支援するために行う。	健康・福祉・子育て	5	5-2	－	支援金を支給することで、物価高騰により影響を受けている事業者の安定したサービスを提供するための事業継続の支援を行うことができました。	妥当性	A	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、実施しました。	完了	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した、令和7年度単年度事業です。
										有効性	A	速やかに支給を行うことで、安定したサービスを提供するために事業継続の支援を行うことができました。		
										効率性	A	電子申請を取り入れることで、効率的に実施しました。		
59	児童デイサービスセンター施設管理事業	障がい者支援課児童デイサービスセンター	安全・清潔な施設利用ができる。	児童デイサービスセンター建物の管理業務を行う。	健康・福祉・子育て	5	5-2	－	わろうべの里と施設管理を一体的に行いながら、利用者に安全・清潔な施設を提供できました。	妥当性	A	児童発達支援を実施するにあたり、重要な衛生管理および安全確保などの環境整備のために必要な事業です。	現行どおり	わろうべの里と施設管理を一体的に行います。
										有効性	A	施設の安全整備を行うことにより、児童発達支援実施中の怪我や事故を防ぐことができます。衛生・清掃用品等を購入するなどの衛生管理によりハウスダスト等による被害を防ぐことができます。		
										効率性	A	わろうべの里と施設管理を一体的に行うことで、業務委託のコストを抑え、効率的な施設管理業務を行っています。		
60	児童発達支援事業	障がい者支援課児童デイサービスセンター	児童一人ひとりの発達に応じた適切な療育支援が受けられる。	心身の発達に支援を必要とする就学前児童に対し、個別支援計画に基づき日常生活における基本的な動作の習得や集団生活への適応力の向上ができるよう支援する。また、保護者に対し継続的な相談、助言を行う。	健康・福祉・子育て	5	5-2	シティプロモーション	利用児童の発達状況に応じた個別支援計画に基づき、保育士を中心とした多職種の療育スタッフによる児童発達支援を提供し、併せて保護者支援を行いました。また、利用者が通う幼稚園・保育園に訪問することで情報共有を行うことができました。	妥当性	A	心身の発達に支援が必要な就学前児童に対して重要である早期療育の場の提供、またその保護者への支援を地域の中で行っており、必要性の高い事業です。	一部改善	心身の発達に支援が必要な就学前児童に対し、日常生活における基本的な動作の習得や集団生活に適応することができるように支援するとともに個々の特性に応じた総合的な支援を多職種が連携し、提供します。また、保護者に対し、継続的な相談支援を行いながら、利用者のニーズを把握し、既存のプログラムと並行して行えるプログラム等を引き続き検討し実施していきます。今後、親子通所に加えて単独通所の導入検討を行います。
										有効性	A	心身の発達に支援を必要とする就学前児童が、日常生活における基本的動作や集団生活への適応支援などの早期療育を一人ひとりの発達に応じて受けることができ、また保護者がこどもの成長発達について相談できる場の提供ができています。		
										効率性	B	児童福祉法に基づき、一人ひとりが平等に、その発達に応じた適切な支援を受けられるよう多職種が連携し、クラス編成やプログラム内容の工夫をしています。しかし、利用者数が減少傾向にあることから、利用者が利用しやすい運用面の検討が必要です。		